議案第20号

市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について 市長及び副市長の給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。 平成21年12月11日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

職員による日本赤十字社交付金等の業務上横領によって市民に混乱をもたらし市 政への信頼を損なったことを厳粛に受け止め、管理監督者としての責を果たすため、 市長及び副市長の給料月額の20パーセントを12月12日から3か月間減額する 条例を制定しようとするものである。

市長及び副市長の給料の特例に関する条例

市長及び副市長に係る平成21年12月12日から平成22年3月11日(以下「特例期間」という。)までの間における給料の月額は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和46年富津市条例第22号)第3条及び特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の特例に関する条例(平成17年富津市条例第7号)第1条の規定にかかわらず、同条の規定による給料の月額からその100分の20に相当する額をそれぞれ減じた額とする。ただし、平成21年12月及び平成22年3月の給料の月額は、当該給料の月額からその100分の20に相当する額を31で除し、当該月の特例期間に該当する日数を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。